

お知らせ

保健福祉部健康衛生局薬務衛生課

(TEL 089-912-2395)

(松山市保健所生活衛生課)

令和5年11月20日(月)

令和5年度ふぐ中毒防止月間について

近年、ふぐの消費が多くなっている中で、依然としてふぐによる食中毒が後を絶たない状況にあります。このことから、愛媛県及び松山市では、ふぐ中毒の発生防止を図るため、毎年ふぐを食べる機会が多くなる12月を「ふぐ中毒防止月間」と定め、ふぐ取扱者及び一般消費者に対し、ふぐ毒の知識の普及を図るとともに、ふぐを取り扱う営業施設への監視及び指導を強化します。

ふぐ中毒防止月間実施期間

令和5年12月1日(金)～12月31日(日)

実施機関

愛媛県及び松山市

【共催機関】

各市町

一般社団法人愛媛県食品衛生協会

一般社団法人愛媛県調理師会



12月は
「ふぐ中毒防止月間」
です。

ふぐ毒とは！

ふぐの毒は、テトロドトキシンと呼ばれ、神経を麻痺させる作用があります。この毒力は、猛毒の青酸カリの約1000倍です。300度の加熱でも分解しないので、煮たり焼いたりの調理ではなりません。有毒の部分を食べると20分～3時間でしびれやおう吐などの中毒症状を起こし、毒力が強ければ死に至ることもあります。ふぐ毒に有効な解毒剤はありません。

ふぐをさばくには！

ふぐをさばくには、「ふぐ取扱者(愛媛県ふぐの取扱いに関する条例による)」の資格が必要です。無免許の方は、ふぐの有毒部位を除去する行為をしてはいけません。

(ただし、ふぐ取扱者立会いの下に行う場合を除く)

(参考)

【過去10年のふぐ中毒発生状況】

	愛媛県		全 国	
	事件数	死者数	事件数	死者数
平成26年	1(1)	0	27	1
平成27年	1	0	29	1
平成28年	0	0	17	0
平成29年	1	0	19	0
平成30年	1	0	14	0
令和元年	2	0	15	1
令和2年	1	0	20	1
令和3年	1	0	13	0
令和4年	2	0	10	1
令和5年 (速報値)	0	0	4	0

※ () 内は松山市発生分(再掲)